

## 労災保険給付支給処分の取消訴訟における事業主の原告適格

—国・神奈川県労働局長  
(医療法人社団 X) 事件

弁護士

中山慈夫

NAKAYAMA Shigeo

東京大学労働法研究会

### 東京地裁平成 29 年 1 月 31 日判決

平成 26 年(行ウ)第 262 号, 医療法人社団 X 対国・処分行政庁(労働保険特別会計歳入徴収官 神奈川県労働局長), 労働保険料認定決定処分取消請求事件/労働経済判例速報 2309 号 3 頁/参照条文: 行政事件訴訟法 9 条, 労働保険の保険料の徴収等に関する法律 12 条 3 項, 労働者災害補償保険法施行規則 13 条 2 項, 23 条の 2

## 事実

I 原告 X は, 総合病院を開設する医療法人社団であり, 労働保険の保険料の徴収等に関する法律(以下「徴収法」)12 条 3 項に基づくいわゆるメリット制の適用を受ける事業の事業主(以下「特定事業主」)である。X は, 平成 19 年 8 月, 上記病院に勤務する副院長 A が脳出血を発症し, 平成 20 年 12 月, 川崎北労働基準監督署長から労働者災害補償保険法(以下「労災保険法」)に基づく休業補償給付等の支給処分(以下「本件支給処分」)を受けたことにより, 平成 22 年度のメリット増減率がマイナス 40% からプラス 40% に上昇し, その結果, 平成 24 年 5 月, 処分行政庁である被告 Y から徴収法 19 条 4 項に基づく平成 22 年度の労働保険の保険料(同年度の確定保

険料額が 692 万 5237 円増額)の認定処分(以下「本件認定処分」)を受けたため, 本件支給処分は違法であり, これを前提とする本件認定処分も違法であると主張して, 平成 26 年 6 月, 本件認定処分のうち上記の増額された保険料額の認定に係る部分の取消しを求める訴訟を提起した事案である(メリット制については厚生労働省労働基準局労災補償部労災管理課編・労災保険制度の詳解〔改訂新版〕397 頁等)。

なお, A 及びその妻は, 平成 22 年, A の上記疾病につき, X らに対して不法行為又は安全配慮義務違反による約 3 億 5000 万円の民事損害賠償請求等の訴訟を提起したが, 1 審判決(東京地裁)は A の業務と脳出血の発症との間に相当因果関係が認められないことを理由に請求を棄却し, 控訴審において見舞金(約 1185 万円)を支払うこと等を内容とする訴訟上の和解が成立している。

II 本件の争点は, ①労働保険料認定処分の取消訴訟において特定事業主が業務災害保険給付等に係る支給処分(以下「業務災害支給処分」)の違法を主張することができるか否かであり, ①の主張ができると解する場合には, ②本件支給処分の違法性の有無が争点になるが, 本判決は, 次のとおり, ①の主張はできないと判断した。

## 判旨

請求棄却。

### I. 取消訴訟の原告適格

#### 1. 原告適格の判断基準

「行訴法 9 条は, 取消訴訟の原告適格について規定するが, 同条 1 項にいう当該処分の取消しを求めるにつき、『法律上の利益を有する者』とは, 当該処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者をいうと解すべきである。」「処分の名宛人以外の者が処分の法的効果による権利の制限を受ける場合には, その者は, 処分の名宛人として権利の制限を受ける者と同様に, 当該処分により自己の権利を侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者として, 行訴法 9 条 2 項に定める考慮事項につき検討するまでもなく, 同条 1 項にいう当該処分の取消しを求めるにつき法律上の利益を有する者に当たり, その取消訴訟における原告適格を有するものというべきであり」「処分の名宛人